

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月二十五日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―六―八六

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一 適用区分表（第一条関係）			
勤務箇所	職 員	勤務箇所	職 員
(略)	(略)	(略)	(略)
調整数	調整数	調整数	調整数
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則	(略)	局 入国在留管理 五の三 東京出 医師	収容所		五の二 入国者
			(3) 看護師	(2) 薬剤師	(1) 医師
			三	一	三
附 則	(略)	局 入国在留管理 五の三 東京出 医師	収容所		五の二 入国者
			(3) 看護師	(2) 薬剤師	(1) 医師
			三	一	三

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―六の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。